

<以下仮訳ですので、使用に当たっては原文をご確認ください>

[商务部 海关总署公告 2024 年第 33 号 关于对锑等物项实施出口管制的公告 \(mofcom.gov.cn\)](http://mofcom.gov.cn)

商务部・海关总署による公告 2024 年第 33 号 アンチモン関連物質に対する輸出規制実施に関する公告

【发布单位】安全与管制局

【发布文号】商务部 海关总署公告 2024 年第 33 号

【发文日期】2024 年 08 月 15 日

《中华人民共和国出口管制法》、《中华人民共和国对外贸易法》、《中华人民共和国海关法》の関連規定に基づき、国家の安全と利益を守り、(軍事転用可能性物質の) 不拡散などの国際義務を果たすため、国务院の承認を得て、下記の物質について輸出規制を実施することを決定した。此処に関連事項を以下の通り公布する：

【1】以下の特性を有する物質は、許可なく輸出してはならない：

(1) アンチモン関連物質。

1. アンチモン鉱石及び原料：塊、顆粒、粉末、結晶体等の形態を含むが、これらに限定されない。
(参考関税商品番号：2617101000、2617109001、2617109090、2830902000)
2. 金属アンチモン及び製品：インゴット、塊、ビーズ、顆粒、粉末等の形状を含むが、これらに限定されない。
(参考関税商品番号：8110101000、8110102000、8110200000、8110900000)
3. アンチモン酸化物で、純度 99.99% 以上のもの：粉末の形状を含むが、これに限定されない。
(参考関税商品番号：2825800010)
4. トリメチルアンチモン、トリエチルアンチモン及びその他の有機アンチモン化合物で、純度(無機元素基準) 99.999% 以上のもの。
(参考関税商品番号：2931900032)
5. アンチモンの水素化物で、純度 99.999% 以上のもの：不活性ガス又は水素で希釈された水素化アンチモンを含む。
(参考関税商品番号：2850009020)
6. アンチモン化インジウムで、以下の特性を全て備えているもの：転位密度が 50 個/mm² 未満の単結晶で、純度 99.99999%以上の多結晶。インゴット、塊、シート、スパッタリング材状、顆粒、粉末、屑材状等の形態を含むが、これに限定されない。
(参考関税商品番号：2853909031)
7. 金アンチモンの精錬・分離技術。

(2) 超硬材料関連物質。

1. 六面プレス装置で、以下の全ての特性を備えているもの： 特別に設計又は製造された、X/Y/Z 3 軸 6 面同時加圧の大型油圧プレスで、シリンダー直径 500 mm 以上或いは設計使用圧力が 5

GPa 以上のもの。

(参考税関商品番号：8479899956)

2. 六面プレス装置専用の主要部品で、ヒンジ付きビーム、トップハンマー、合計圧力 5GPa 以上の高圧制御システムを含むもの。

(参考関税商品番号：8479909020、9032899094)

3. マイクロ波プラズマ化学蒸着 (MPCVD) 装置で、以下の全ての特性を備えているもの：特別に設計又は製造された MPCVD 装置で、マイクロ波の出力が 10KW 以上で且つマイクロ波周波数が 915 MHz から 2450 MHz のもの。

(参考税関商品番号：8479899957)

4. ダイヤモンド製窗口材料 (光学材料) で、曲面ダイヤモンド窗口材料、又は以下の全ての特性を備えた平面ダイヤモンド窗口材料を含む：

- (1) 直径 3 インチ以上の単結晶又は多結晶。
- (2) 可視光透過率 65%以上。

(参考関税商品番号：7104911010)

5. 六面プレス装置を用いた合成ダイヤモンド単結晶或いは立方晶窒化ホウ素単結晶を合成するプロセス技術。
6. 製造に使用する管式六面プレス装置の技術。

【2】輸出事業者は、関連規定に基づいて輸出許可手続きを行い、省級の商務主管部門を通じて商務部に申請し、(軍需民需) 両用物質・技術に関する輸出申請書に記入し、併せて以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 輸出契約・協定の原本、或いは原本と一致するコピー又はスキャンしたもの；
- (2) 輸出品目の技術説明又は試験報告書；
- (3) エンドユーザー及び最終用途の証明書；
- (4) 輸入業者及びエンドユーザーの情況紹介書；
- (5) 申請者の法定代表者、主要な事業責任者及び責任者の身分証明書；

【3】商務部は輸出申請書類を受領した日から審査を実施し、或いは関係部門と協力して審査を実施し、法定期限内に許可の付与についての決定を下さなければならない。

国家の安全保障に重大な影響を与える本広告に記載されている物質の輸出は、商務部が関連部門と共に国务院に提出して、承認を得る。

【4】審査を経て承認された場合、商務部によって (軍需民需) 両用物質及び技術の輸出許可証 (以下、輸出許可と略称する) が発行される。

【5】輸出許可証の申請・発行の手続き、特殊な場合の対応方法、書類・資料の保存期間等は、商務部・税関総局令 2005 年第 29 号 (《两用物项和技术进出口许可证管理办法》) の関連規定に従って実施される。

【6】輸出事業者は税関に対して輸出許可証を提出し、《中华人民共和国海关法》の規定に基づいて通関

手続きを行い、併せて税関の監督・管理を受けなければならない。税関は商務部発行の輸出許可証に基づいて検査・通関手続きを行う。

【7】輸出業者が許可なく輸出したり、許可範囲を超えて輸出したり、又はその他の違法行為を行った場合、商務部又は税関等の部門が関連法律法規の規定に基づき行政罰を科す。犯罪を構成する場合、法に依って刑事責任を追及する。

【8】本公告は 2024 年 9 月 15 日から正式に実施される。

商務部、海关总署
2024 年 8 月 15 日